

「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を目指して

令和2(2020)年

広報せとうち

7

第188号

瀬戸内市民図書館は
今年で開館
4周年！

Contents 目次

- 2 令和2年6月行政報告
- 4 特集「災害から命を守る」
- 8 こどもひろば基本計画、瀬戸内発見伝
- 10 知っ得！せとうち便
- 18 7月の予定、みんなの広場

【撮影場所：瀬戸内市民図書館】
入り口横に描かれた図書館職員による手書きのイラストとメッセージ



市長から

新型コロナウイルス感染症について、市民の皆さんには、外出の自粛やイベントの中止など、感染拡大防止のための取り組みにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

4月16日に全国に発令された緊急事態宣言も、岡山県は5月14日に解除されたところですが、今後も引き続き厚生労働省から示された「新しい生活様式」などをもとに、感染症対策に努めていかなければなりません。

そして、この状況下において、どのように日常生活や経済活動を取り戻していくかが、本市においても大きな課題となっています。

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

国が市町村を通じて1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」については、5月下旬から指定された口座への振り込みを開始しています。

また、子育て世代への支援のため、国が支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」に上乗せし、児童1人当たり3万円を給付する「瀬戸内市子育て特例給付金」については、6月上旬から対象者の口座への振り込みを開始しています。

さらには、瀬戸内市商工会が小規模・中小企業支援として開設する「小規模企業者・中小企業者向け経営相談窓口」は、5月11日から業務を開始しています。

まっている人からの猶予などの相談にも対応していきます。

GIGAスクール構想

新型コロナウイルス感染症の拡大から、全国の学校で休業措置などが実施されましたが、このような緊急時においてもICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することが必要であるとされました。

これに伴い、今年度中に児童生徒1人1台の端末の整備とそれに伴う周辺環境の整備を行うため、補助のスケジュールを見直した国の令和2年度補正予算が4月30日に可決されました。

教育委員会としても、この補助制度を活用して端末などの整備を行い、オンライン学習などを活用した家庭学習と教師による対面での学習サポート・学習状況の把握の組み合わせにより、子どもたちや保護者の皆さんの学びに対する不安を少しでも早く解消したいと考えています。

ています。

外来診療では、感染の疑いがある患者と通常診療の患者が接触しないよう、可能な限り動線を分けるとともに、感染防具などが不足する中においても医療従事者の感染防止に配慮するなど、適切な感染対策に努めています。

入院では、新型コロナウイルス感染症発生に備えた機器の整備をすることとしています。現在、入院患者への面会禁止などでご不便をおかけしていますが、感染拡大防止の取り組みに引き続きご理解とご協力をお願いします。

教育長から

新型コロナウイルス感染症に対する学校関係の対応とし

また、新規の市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内の事業者に対して、国が実施する持続化給付金の上乗せ給付として、持続化給付金給付額の10%を支給することとします。

併せて、特に大きな影響を受けている市内の宿泊事業者の支援策として、宿泊者1人当たり1万円を上限として宿泊料の50%を割引し、その割引分について瀬戸内市観光協会を通じて宿泊事業者に支給することとします。

また、新規の市独自の支援策として、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内の事業者に対して、国が実施する持続化給付金の上乗せ給付として、持続化給付金給付額の10%を支給することとします。

新型コロナウイルス感染症に対応した避難のあり方

大雨、台風シーズンを迎え、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の開設、市民

の避難のあり方について、見直しをする必要があります。

特に大雨、台風の接近などにより開設した避難所については、密接、密集、密閉、いわゆる3密の状態になることも想定されるため、現在災害対策本部会議において、避難所の開設方法や市民の避難方法について検討を行っています。避難所での感染症拡大の防止、親戚や友人宅への避難の誘導など、避難所が過密状態にならないような周知も必要であると考えています。

瀬戸内市民病院での感染防止対策

瀬戸内市民病院では、通常診療を継続しながら、新型コロナウイルス感染症対策に多くの人的、物的資源を投入し

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ 必ず取組みましょう

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの
高い区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知
人宅に避難しまし
よう（日頃から相談し
ておきましょう）

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定
している指定緊急避
難場所に避難しま
しょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知
人宅に避難しまし
よう（日頃から相談し
ておきましょう）

いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定
している指定緊急避
難場所に避難しま
しょう

「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」（内閣府ホームページ）から一部修正して作成

新型コロナウイルスの感染リスクをふまえ

災害から命を守る

平成16年8月台風16号による被害（牛窓町地内）

平成2年9月台風19号による被害（邑久町地内）

新型コロナウイルス感染症については、全国で自治体の緊急事態宣言が解除されましたが、今後も引き続き警戒が
必要です。また、このような状況下において台風や地震が発生すること考えられます。

災害から命を守るための行動として、早めの避難が必要ですが、避難所では災害の規模によって3密（密閉・密集・
密接）状態になることが予想され、感染リスクも高まります。自然の驚異から命を守るのと同時に、感染を防ぐこと
も必要になります。平時から事前の準備、災害時の対応などを確認しておきましょう。

今のうちに、自宅が安全かどうかを確認しましょう



避難とは「難」を「避」けること

自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難場所に行く必要はありません。

【やるべきことは…】

- 防災ハザードマップ（令和2年3月瀬戸内市作成）で自宅が安全かどうか確認
- どのような災害の危険性があるか確認（地震、津波、洪水、土砂災害）
- とるべき避難行動を確認
- 正しい防災情報を入手して、早めに適切な避難行動をとる

※避難先は、市が指定している指定緊急避難場所・指定避難所ではありません。
安全な親戚や知人宅などに避難することも検討してください。
※感染の拡大を防止するため、事前に避難所への避難が必要かどうか確認し、
本当に避難所に行く必要がある人を適切に受け入れられるようにご協力ください。



防災情報の入手方法

テレビ

○データ放送（NHK）



携帯電話・スマートフォン

○緊急速報メール（エリアメール）
対応する携帯電話やスマートフォンへ特定
エリアごとの一斉配信（登録不要）

インターネット
（パソコン・スマートフォン）

○おかやま防災ポータル
○市ホームページ



おかやま防災ポータル



市ホームページ

○市メールマガジン
登録者に配信



メルマガ登録は
こちらから

○Yahoo! 防災速報アプリ
ヤフー株式会社との協定により、市からの
緊急情報を配信



ios 版



Android 版

防災放送

○屋外放送塔や戸別受信機で放送

指定避難所における市の感染拡大防止対策

3密（密閉・密集・密接）の回避

- 多くの部屋を活用してスペースを確保
- 避難者のスペースの間に1～2m以上の通路を確保
- 避難者ごとに仕切りを設け、飛沫感染を防止
- 災害の規模によって多くの避難所を開設
- 定期的な換気を実施

衛生環境の確保

- アルコール消毒液の設置（避難所出入口、トイレ周辺など）
- 定期的な清掃の徹底

健康管理

- 避難所受け入れ時に、発熱や体調などを確認
- 発熱者などのためのスペースを確保



避難所での過ごし方のポイント

- こまめに手洗い・アルコール消毒をしましょう
断水またはせっけん、アルコール消毒液のいずれかがない場合には、その時にあるものでできるだけのことを行う。
- 常にマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう
- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう
- 身の回りの整理整頓、掃除に努めて、清潔を保ちましょう
- 食器や洗面用具、タオルを他の人と共有しないようにしましょう



『「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」
認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）避難生活改善に関する専門委員会』を参考に作成

大きな災害になればなるほど、市の対応（公助）には限界があります。
市の取り組みと合わせて、皆さん自身の事前準備と災害時の対応



**「自助・共助」の力が
必要です！**

災害の危険性や避難の時に必要なものなどについて
家族みんなで話し合しましょう

問 危機管理課 ☎ 0869-22-3904

避難情報（警戒レベル）

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解できる
よう防災情報を5段階の警戒レベルを用いて伝えています。

警戒レベル (洪水・土砂災害)	住民がとるべき避難行動等	住民を促す情報
警戒レベル 5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (可能な範囲で発令)
警戒レベル 4	危険な場所から 全員避難	避難指示（緊急）※ 避難勧告
警戒レベル 3	危険な場所から 高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・ 高齢者等避難開始
警戒レベル 2	避難行動の確認	注意報 (気象庁発表)
警戒レベル 1	心構えを高める	早期注意情報 (気象庁発表)

高い
危険度

- ・【警戒レベル5】では、すでに災害が発生しています。
 - ・【警戒レベル3】や【警戒レベル4】が出た場合、地域の皆さんで声を掛け合って、安全・確実に避難しましょう。
- ※避難指示（緊急）とは、地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合などに発令するものです。



避難が必要な場合に持っていくもの、 避難生活に必要なものを事前に準備しましょう



市の備蓄品だけでは足りません

避難の際は、水や食料に加え、自分の必要なものは可能な限り自分で持参するようにしてください。
また、風水害や地震などで被害を受けた場合でも、避難所へは行かず、自宅の使える部分で生活することも考えられます。いざという時に備えて、3日以上分の備蓄をしましょう。

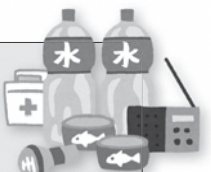
避難する時に持っていくもの (感染拡大防止のためのもの)

- マスク
- 体温計
- アルコール消毒液
- ウエットティッシュ
- タオル
- ペーパータオル
- スリッパ など



備蓄しておくもの（3日分）

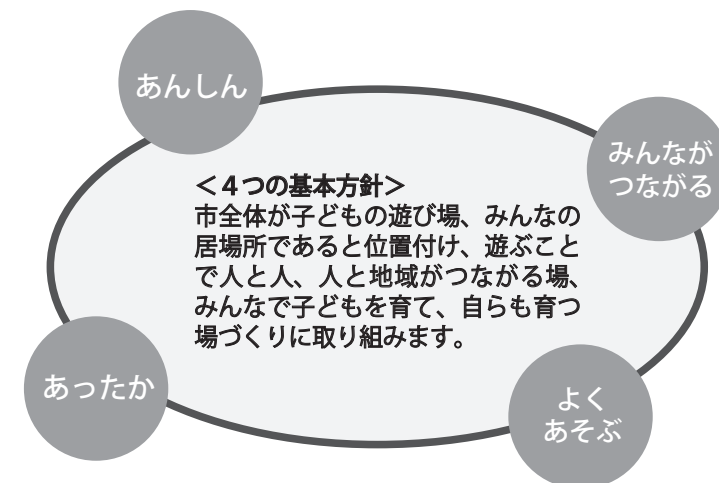
- 食品
- 水（飲料水は1人1日3ℓを目安に）
- 燃料、工具類
カセットコンロ、ガスボンベ、固形燃料など
- 生活用品
トイレットペーパー、ビニール袋、キッチン用ラップ、鍋、バケツ、ブルーシートなど





「こどもひろば」の基本計画が完成しました！

市では、平成28年度から、安心して子どもを産み、育てることのできる地域づくり、人づくり、基盤づくりの取り組みを重ね、このたび「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」が完成しました。今回は、基本計画の概要をご紹介します。



●基本理念は、「外遊びを楽しむまち。瀬戸内市」
本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5カ年です。基本理念である「外遊びを楽しむまち。瀬戸内市」の実現に向けて、外遊びを通じた子どもの育ちや保護者の子育て支援を行います。

●瀬戸内市全体が子どもの遊び場

子どもの生活圏内に、遊び道具や材料を載せた移動遊び場（プレーカー）を運行します。安心して自由に遊べる場や機会をつくる「こどもひろば」を開催することで、既存の公園の活性化や地域の多世代交流による遊び場となることを目指します。

また、「こどもひろば」が持続していくための人・もの・資金に着目した仕組みづくりや、子どもの視点で環境づくりを進めます。



こどもひろばQ&A

『こどもひろば』はどこにあるの？

「こどもひろば」とは、場所ではなく取り組みのことをいいます。地域資源を活用し、子どもを中心に多世代が交流しながら関わり、育つ場のことです。遊び場になれば、どこでも「こどもひろば」になります。

子どもや子育て世代だけが対象なの？

瀬戸内市の全ての市民が対象です。赤ちゃんからお年寄りまで皆さんが外遊びを体験・参加し、関わり見守るまちを目指しています。

移動遊び場（プレーカー）ってどんなもの？

地域の広場などに出向いて行って、持ち込んだ材料や遊び道具を使って「こどもひろば」を開催する車両のことです。プレーカーにはスタッフが同乗して、地域の特性に合わせた「こどもひろば」を開催します。

今後の予定

現在、新型コロナウイルス感染症の状況が収束した後に「こどもひろば」を安全に開催できるよう、スタッフ全員で準備を進めています。
今後の「こどもひろば」の開催予定や、自宅でもできる遊びなどを発信する「瀬戸内市こどもひろば」のFacebookを始めましたので、ぜひご覧ください！



瀬戸内市こどもひろば
Facebook

図こども政策課
☎0869-24-8015



巻之百三十九

鎌倉時代以来の由緒を持つ 全国的にも貴重な文化遺産

「弘法寺脚供養」

はじめに

牛窓町千手地区に伽藍を構える千手山弘法寺。

ここには、平成28年3月、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択された「弘法寺脚供養」が伝承されています。

国の選択を受け、市教育委員会では、平成29年度から令和元年度までの3カ年にわたり、弘法寺脚供養の沿革や現状などを調査し、今年3月末に報告書ができました。

今回は、その報告書から弘法寺脚供養の一端を紹介します。

弘法寺脚供養の名称

「脚供養」は、一般的に「練供養」と記されます。現在、弘法寺が「脚」の漢字を用いるのは、弘法寺脚供養の様子を描いた版本「脚供養之図式」の影響と指摘されています。

また、「脚」は「ゆつくり歩く」「行きつ戻りつする」という意もあり、行事の様子を正しく表しているとも考えられています。

その他にも、弘法寺脚供養は江戸時代から明治時代にかけての史料に「来迎供養」「如法経行道供養」「大法会



弘法寺脚供養の様子

行道供養」「行道供養」「ねり供養」などと記されています。弘法寺脚供養のはじまり

弘法寺脚供養の起源は明らかになっていないため、関係史料から推察しています。

確認できる最古の文字は、弘法寺脚供養で使う衣装類を納めた木箱の墨書

「天和 第三年 千手山 来迎供養装束御本尊物 六月 十八日 弘法寺」です。

天和3（1683）年は、江戸幕府5代将軍綱吉のころであり、起源をさらに古い鎌倉時代とするのは、弘法寺脚供養で使われる文化財「迎え仏（被仏）」などが鎌倉時代中期に作られたとされることからです。

また、弘法寺脚供養は「如法経会」の中で行われた可能性が江戸時代の史料から指摘されています。

「如法経会」は、延慶3（1323）年ごろの文書に記載されていることから、弘法寺脚供養は鎌倉時代後期にはすでに行われていたと考えられています。

現在の弘法寺脚供養

昭和42（1967）年の火災により弘法寺脚供養は中断しました。それから20年以上経過した平成3（1991）年、千手地区住民が中心となって復興を進めました。そして、平成9年に寺や檀

用語の解説・備考

※1 「弘法寺脚供養総合調査報告書」は一般頒布していません。市民図書館で閲覧および貸出を行っています。
※2 一般的にねり供養を指す場合は「ねり」とひらがなで表記しています。

後期高齢者医療保険
保険料率が決定

後期高齢者医療保険の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

【保険料額決定通知書の送付】

令和2年度保険料額決定通知書を7月下旬に送付しますので、保険料額と納付方法をご確認ください。

納付書で納付する場合は、納入通知書（納付書）を送付します。

令和2・3年度保険料（年額）の算出方法

均等割額 46,600 円	+	所得割額 (所得－33 万円) × 9.17% (所得割率)
=		
1 人当たりの保険料 (限度額 64 万円)		

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。
※保険料は年度（4月から翌年3月までの12ヵ月）で計算され、年度の途中で加入した場合は加入した月から計算されます。
※所得とは、雑（年金）所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます（遺族・障害年金などは除く）。

令和2・3年度の保険料率

均等割額	46,600 円
所得割率	9.17%

※平成30・令和元年度から据え置き

国税務課
☎0869-22-1114
岡山県後期高齢者医療広域連合
☎086-245-0090

【均等割額軽減の割合】の変更点

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。本則7割軽減の人は、これまで上乗せして軽減（8.5割、8割）されていましたが、世代間の公平の観点などから、令和元年度から段階的に見直されており、これまで8割軽減となっていた人は7割軽減に、8.5割軽減となっていた人は7.75割軽減に変更になります。

対象者の所得要件 (世帯主およびその世帯の被保険者全員の合計総所得金額)		均等割額の軽減割合			
		本則	令和元年度	令和２年度	令和３年度
【令和元年度における 8.5 割軽減の区分】 33 万円以下		7 割	8. 5 割	7. 7 5 割	7 割
【令和元年度における 8 割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の年収収入が 80 万円以下で、ほかの所得なし			8 割	7 割	
33 万円 +28.5 万円×（被保険者数）以下		5 割	5 割		
33 万円 +52 万円×（被保険者数）以下		2 割	2 割		

※7.75割軽減については、令和3年度に本則の7割軽減（年額13,900円）に変更になります。

【均等割額軽減の基準】の変更点

世帯主およびその世帯の被保険者の合計総所得金額等が下記の金額以下の世帯

5割軽減の基準額 令和元年度までの基準額 33万円+28万円×被保険者数 ↓ 令和2年度からの基準額 33万円+28万5千円×被保険者数
2割軽減の基準額 令和元年度までの基準額 33万円+51万円×被保険者数 ↓ 令和2年度からの基準額 33万円+52万円×被保険者数

国民健康保険高齢受給者証を送付します

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の人を対象に、加入している医療保険者から交付されます。

【高齢受給者証の更新】

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。7月下旬に新しい高齢受給者証を送付しますので、8月以降に医療機関などを受診する際は、必ず新しい高齢受給者証を窓口提示してください。

【自己負担割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合（右表参照）は、所得によって異なります。所得に変更があった場合などは、自己負担割合が変わることがあります。

岡市民課 ☎0869-22-1790

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般	2割
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	

支給対象順位

対 象 者	
1	弔慰金の受給権者
2	戦没者などの子
3	戦没者などと生計関係を有していて、戦没者などと氏が同じである①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
4	3に必要な条件を満たしていない①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5	1～4以外の遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた3親等内の親族

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、第11回特別弔慰金として額面25万円、5年間償還の記名国債を支給します。

対象となる遺族は、左表の順番による先順位の遺族1人です。

戦没者などの遺族に
特別弔慰金を支給

献血にご協力ください

400ミリの献血を次のとおり実施します。

日時・場所

- 7月15日（水）
午前9時～午前10時30分
ゆめトピア長船
- 午後0時30分～午後4時30分
瀬戸内市役所

対象者

男性17～69歳、女性18～69歳
※体重が50kg以上の人のみ
※65歳以上の人の献血については、60～64歳の間に献血経験のある人のみが対象

▽持参するもの
運転免許証、献血カードなど

健康づくり推進課

☎0869-26-5961

ねんごんのおはなし♪

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い
国民年金保険料が免除となる場合があります



令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の、臨時特例による免除申請の受付手続きを開始しました。

対象者

- 次の①②の条件をいずれも満たす人
- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響による失業などで収入が減少した
- ②令和2年2月以降の所得状況をみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料

申請先

- 次のうちいずれか
- ・市役所市民課、各支所・出張所の窓口
- ・年金事務所

申請に必要なもの

- 一般の人：国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書
- 学生の人：国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書、学生証のコピー

※申請する期間により、申請書が2枚必要となる場合があります。

※申請書などは日本年金機構ホームページからダウンロードできます。また、市役所市民課、各支所・出張所の窓口にも備え付けています。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。

岡市民課

☎0869-22-1790

岡山東年金事務所

☎086-270-7925（自動音声案内2番）

後期高齢者医療
被保険者証を送付

現在お持ちの後期高齢者医療の被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限は、7月31日までとなっています。

【被保険者証の更新】

7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）を特定記録で送付します。

8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を窓口に表示してください。

【一部負担金の割合の見直し】

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

所得区分は前年の所得により毎年判定し見直すため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。



① 運賃の割引など

【運賃の割引】

電車やバス、タクシーなどを利用する場合に手帳を提示すれば、運賃の割引が受けられます。

▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【福祉タクシー利用券】

在宅の重度障害者に対して、タクシー料金の一部（一乗車につき500円）を助成する福祉タクシー利用券を交付しています。

▽対象者 在宅の身体障害者手帳1・2級所持者および療育手帳A所持者

② 医療費の助成

障害の軽減などのため、治療・手術を受ける場合、医療費の一部が医療保険と公費で助成されます。

▽対象者 18歳未満の身体に障害や疾病を有する児童、18歳以上の身体障害者手帳所持者

【精神通院医療】

病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部が医

一部負担金の割合

現役並み所得者	3割負担
一般・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ	1割負担

※被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人の場合で383万円未満の人は、申請により「1割」負担になります。
※現役並み所得の被保険者（世帯にほかの被保険者がいない場合に限る）であって、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入合計額が520万円未満の人も、申請により「1割」負担になります。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者ⅠまたはⅡとなる場合は、新しい減額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

① 世帯内に所得の未申告者がいる人

世帯内に所得の未申告者がいる場合は、新しい減額認定証は送付されません。

所得がない場合でも申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。

② 長期入院をした人

令和元年8月1日以降、所得区分が低所得者Ⅱで、減額認定証を持っていた期間内に通算90日を超える入院日数がある人は、市民課で申請をしてください。

申請が認められた場合、1食当たり160円となる減額認定証が交付されます。ただし、令和元年8月1日から令和2年4月30日までの間で入院が90日を超える人は、自動

的に減額認定証が交付されるため、申請の手続きは必要ありません。

【限度額適用認定証の更新】

現役並み所得者の所得区分が、課税所得によって3段階に分かれます。

課税所得145万円以上690万円未満の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの被保険者および同世帯の被保険者の人は、申請により交付される後期高齢者医療限度額適用認定証（限度額認定証）を、医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

現在、限度額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡとなる場合は、新しい限度額認定証を被保険者証に同封し、7月下旬に送付しますので、申請の手続きは必要ありません。

ただし、次に該当する人はご注意ください。

● 世帯内被保険者に所得の未申告者がいる人

世帯内被保険者に所得の未申告者がいる場合は、新しい

限度額認定証は送付されません。

所得がない場合でも申告が必要となりますので、税務課で申告をしてください。

【交通事故にあったとき】

交通事故など第三者から傷害を受けた場合は、加害者が医療費を全額負担することが原則です。

ただし、やむを得ず被保険者証を提示して医療機関などを受診する場合は、自己負担の有無にかかわらず、必ず申請の手続きをしてください。

関南市民課

☎0869・22・3958

（所得の申告については）

関南税務課

☎0869・22・1114

障害のある人への
サービス

障害のある人へのサービス（事前申請が必要）を紹介します。

対象者、条件などにより、サービスを受けられない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

いることを知らせるためのものです。福祉課などの窓口で交付しています。

⑩ ほつとパーキングおかやま 車いすマークの駐車場を利用することができま

▽対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者、要介護者、妊産婦（期限があります）など

⑪ 有料道路通行料金の割引 障害者（児）（介護者）が有料道路を利用する際、割引を受けることができます。

⑫ 福祉有償運送 単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制限がある人に対し、低料金で福祉車両

身体障害者相談員（10人）

氏名（しめい）	地域	相談先 ☎（市外局番 0869）
大森 進（おおもり すずむ）	邑久	22-1965
木村 晴子（きむら はるこ）		22-0646
雪上 緑（ゆきうえ みどり）		22-0705
砂場 邦彦（すなば くにひこ）		24-0263
川井 佳子（かわい けいこ）		22-2338
岸野 康人（きのの やすと）	牛窓	22-1498
久保木 多喜子（くぼき たきこ）		34-3534
高牟禮 佑而（たかむれ ゆうじ）		080-2935-0968
小山 恵（こやま めぐみ）	長船	26-3416
初治 仁子（ういじ ひとこ）		26-2579

知的障害者相談員（3人）

氏名（しめい）	地域	相談先 ☎（市外局番 0869）
藤林 小百合（ふじばやし さゆり）	邑久	22-9777
大崎 明美（おおさき あけみ）	牛窓	34-2215
大塚 真理子（おおつか まりこ）	長船	26-3695

夏の節電にご協力を ～身近な工夫でかしこく節電～

- ・こまめにスイッチを切って、電気の使用は必要最小限にしましょう
- ・使っていない電化製品のコンセントは、プラグから抜いて待機電力を削減しましょう
- ・エアコンの設定温度、風向きを調整して節電しましょう
- ・照明の明るさや点灯時間を調整して節電しましょう
- ・冷蔵庫の開閉をできるだけ減らし、食品は詰め込みすぎないようにしましょう

何事も意識して実行することが大切です。熱中症に注意しながら、無理のない範囲で実践してください。

環境課 ☎0869-22-1899



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人へ

徴収猶予「特例制度」のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税を納期限内に納税することが困難な人を対象とした徴収猶予の特例制度があります。

担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付することも可能です。

▷対象者

次の①②の条件をいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期と比べておおむね20%以上減少していること
- ②一時に納付または納入を行うことが困難であること

▷対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、固定資産税、国民健康保険税など、すべての税目が対象

※すでに納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）も、さかのぼって本特例を利用することができます。

国民健康保険・介護保険
後期高齢者医療保険の
保険料（税）減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡したり重篤な傷病を負った場合、または前年に比べて一定程度（前年に比べて30%以上）の収入減少が見込まれる場合、各種保険料（税）が減免される場合があります。

減免額や要件、申請方法など、詳細については各担当課へお問い合わせください。

【保険料（税）の減免について】
国税務課 ☎0869-22-1114

【国民健康保険制度について】
国民課国保年金係 ☎0869-22-1790

【後期高齢者医療保険制度について】
国民課医療費給付係 ☎0869-22-3958

【介護保険制度について】
いきいき長寿課 ☎0869-26-5926

【空家などの管理について】
空家などの所有者は、空家の建物と敷地を適切に管理する責任があります。

老朽化が進めば、瓦の落下などが起きて通行人へ被害を与える恐れがあります。

また、敷地を管理しないまま放置すると、隣地まで

特定空家等の
除却（解体）を支援する
補助制度が始まります

今年度から、特定空家等に認定された空家等の除却（解体）工事に係る費用を一部補助する制度が始まります。制度の詳細や、制度の活用を希望する人は、除却（解体）工事前にお問い合わせください。

▽対象となる空家等
・瀬戸内市内に存在する特定空家等に認定されたもの

※特定空家等に認定されるかどうかは、事前相談後に現地調査などを実施して決定します。

▽補助金額
全体工事費の3分の1（上限50万円）

令和元年10月1日から、火を使用する全ての飲食店などに消火器の設置が義務化されており、飲食店には次の3つが義務付けられています。

①業務用消火器
厨房で火気を使用する場合、業務用の消火器を店内に置くことが義務付けられています。

※火を使用する設備または器具によっては消火器の設置が免除される場合があります。

飲食店などに消火器の
設置が義務化

庭木の枝がはみ出して、近隣住民に迷惑をかける恐れもあります。

特に、夏から秋にかけては草木がよく成長し、刈り取ってもすぐに繁茂する時期です。この時期は、定期的に草を刈る、除草剤を散布する、庭木の剪定（せんてい）を行うなど、敷地の適切な管理をお願いします。

▽危険機管理課
☎0869-22-3904

ミニ手話コーナー《簡単な手話を覚えてみよう!》

生活の手話

料理[する]	風呂[に入る]	トイレ お手洗い
丸めた左手を指に貼って右手を上下させながら左へ動かす	右手で頬をこするしぐさをする	手をあうしぐさをする

全日本ろうあ連盟発行『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』

②消防設備の点検
消火器などの消防設備を定期的に点検し、1年に1度消防署へ報告する必要があります。製造から5年未満の消火器であれば、自分で点検し、報告することが可能です。

③防災物品
カーテンやのれんなどの物品を防火性能がある物にする必要があります。

消防本部予防課
☎0869-22-1493

注意 熱中症に注意しましょう！

昨年、市内では32人が熱中症で救急搬送されました。

熱中症とは、炎天下や高温多湿の状況で体温の調整ができなくなった状態のことで、めまいや頭痛、痛みを伴う筋肉のけいれんなどの症状が出ます。いずれも発汗による脱水や塩分不足などが原因で起こるもので、最悪の場合、死亡するケースもあります。

熱中症を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- 【熱中症の予防対策】
- 十分な睡眠をとる、激しい運動を避ける
 - 日差しが強いときは外出を控える
 - 高齢者は、エアコンを利用するなどして室内の温度調整を心がける

【熱中症の応急手当】

- 日陰などの涼しい場所へ移動させ、衣服を緩める
- 首筋、脇の下、太ももの付け根に冷たいタオルや氷を当てる
- スポーツドリンクなどを飲ませて水分を補給する

【高温注意情報】

気象庁は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までの期間中、翌日または当日の最高気温がおおむね35度以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表します。発表されたときは、熱中症に十分注意しましょう。

消防本部警防課

☎0869-22-1492

体罰等によらない 子育てを広げましょう

令和2年4月に児童福祉法などの改正法が施行され、体罰などが許されないものとして法定化されました。

一人一人が体罰などに対する意識を変えていくとともに、社会全体が手を取り、子育て家庭を応援しながら体罰などのない社会を実現していきましょう。

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

子育て支援課

☎0869-26-5947



厚生労働省
ホームページ

お知らせ

募集

相談

HP <http://www.city.setouchi.jp/>
☎0869・66・7767

※市ホームページに、募集要
項や先輩ボランティアガイ
ドの体験談などを掲載して
います。

展示解説の予約が入った日
のうち、都合がつく日に解説
などの活動を行う

▽主な活動内容

18歳以上で、備前長船刀剣
博物館が開催する研修を受講
できる人

▽対象者

人など、皆さんのご参加をお
待ちしています。

刀剣に関する知識は事前研
修で学ぶことができるので、
初心者の人でも安心してご応
募ください。

備前長船刀剣博物館では、
展示解説、講座・講演会の補
助などを行うボランティアガ
イドを随時募集しています。

備前長船刀剣博物館
ボランティアガイド募集

☎0869・942・3212

※一定の要件（収入・資産な
ど）を満たす人には、職業
訓練受講給付金（月10万円
と交通費（所定の額））が支
給される場合があります。

▽受講料 原則無料（テキスト
ト代などは自己負担）

※新型コロナウイルス感染症
の影響により休講となってい
るものもあります。

▽募集料 事務、デザイン、
介護福祉、医療事務分野など

※開講日、訓練期間（2～6
カ月）などは、コースによっ
て異なります。

求職者支援訓練とは、雇用
保険を受給できない求職者な
どを対象とした、早期就職の
ための職業訓練です。

今回、7～9月に開講する
コースの受講者を順次、募集
しています。

所定の手続きが必要となり
ますので、詳しくはお問い合わせ
ください。

求職者支援訓練
受講者募集

もの忘れ相談会

もの忘れや認知症が心配な
本人またはご家族を対象に、
もの忘れ相談会を開催します。

自分だけ、または家族だけ
で抱え込まず、お気軽にご相
談ください。

相談は予約制（1人約30分）
です。電話またはFAXで相
談者の氏名と連絡先をご連絡
ください。

▽日時 7月29日（水）
午後1時30分～午後3時

▽場所 瀬戸内市総合福祉セン
ター

▽相談対応職員
保健師、認知症地域支援推
進員など

▽相談料 無料

▽予約期限 7月21日（火）

☎0869・22・3800

FAX 0869・22・3801

岡山山地方務局

☎0869・224・5699

「自筆証書遺言書保管制度」
が新たに始まります

本年7月10日（金）から、
自筆証書遺言書の保管を法務
局に申請することができるよう
度が始まります。自筆証書遺
言を検討している人は、ぜひ
本制度をご利用ください。

県内では、岡山山地方務局
とすべての支局において取り
扱います。詳しくは、お問い
合わせください。

岡山山地方務局

☎0869・224・5699

決定次第お知らせしますの
で、市民後見人の活動に関心
のある人は個別に対応いたし
ます。適宜お問い合わせくだ
さい。

岡山権利擁護センターほつと
♡せとうち

☎0869・24・7711

漏水の早期発見に
努めましょう

漏水は、少量であっても長
期間放置すれば、大きな使用
水量につながります。



水道メーターの自主点検を
行いましょう

使用水量が多いと感じたと
きは、蛇口を全部閉めて水道
メーターを確認してください。
水道メーターの中のパイ
ロット（銀色の円盤）が回っ
ていたら、漏水の可能性があ
りますので、市が指定する給
水装置工事業者（指定工事
店）へ調査・修理を依頼して
ください。

漏水は、少量であっても長
期間放置すれば、大きな使用
水量につながります。

使用水量が多いと感じたと
きは、蛇口を全部閉めて水道
メーターを確認してください。
水道メーターの中のパイ
ロット（銀色の円盤）が回っ
ていたら、漏水の可能性があ
りますので、市が指定する給
水装置工事業者（指定工事
店）へ調査・修理を依頼して
ください。

漏水の早期発見に
努めましょう

漏水は、少量であっても長
期間放置すれば、大きな使用
水量につながります。

募 集

市民後見人に
なりません

権利擁護センターほつと♡
せとうちでは、認知症や障害
により判断能力が不十分な人
を身近な地域で支援する「市
民後見人」の養成研修事前説
明会を毎年実施していました
が、今年度の開催は中止しま
す。養成研修の開催は、詳細が

相 談



もの忘れ相談会

もの忘れや認知症が心配な
本人またはご家族を対象に、
もの忘れ相談会を開催します。

自分だけ、または家族だけ
で抱え込まず、お気軽にご相
談ください。

相談は予約制（1人約30分）
です。電話またはFAXで相
談者の氏名と連絡先をご連絡
ください。

▽日時 7月29日（水）

午後1時30分～午後3時

▽場所 瀬戸内市総合福祉セン
ター

▽相談対応職員

保健師、認知症地域支援推
進員など

▽相談料 無料

▽予約期限 7月21日（火）

☎0869・22・3800

FAX 0869・22・3801

My Town Topics



まちの話題

問 秘書広報課：☎0869-24-7095

い つまでもお元気で

100歳を迎えた高齢者をお祝い

5月12日に満100歳を迎えた山田秀子さん（邑久町）の
長寿のお祝いに、武久頭也市長らが14日に施設を訪問し、
お祝い状などを贈呈しました。

朝鮮全羅北道で生まれた山田さんは、結婚後、ご主人やお
子さんと一緒に日本へ引き上げてきました。警察官だったご
主人を、とても誇りに思っておられます。

また、手先が器用な山田さんは編み物や洋裁が得意で、作
ったものをよく近所の皆さんに配っていたそうです。

長寿の秘訣は「お肉が好きでよく食べていたこと」。
山田さん、これからもますますお元気で過ごしてください。



笑顔で市長と歓談する山田さん（写真左）



かぼちゃとアスパラの千切りミ

◆材料（2枚分）

- アスパラ（1束）
- かぼちゃ（50g）
- 玉ねぎ（1/4個）
- ごま油（適宜）
- 豚ひき肉（50g）

●そうめん（2束）

●片栗粉（40g）

〔A〕●卵（1個）

●鶏がらスープの素（小さじ1）

◆作り方

- ①アスパラは3～4cmの長さに、
かぼちゃは薄切りで3～4cmの
長さに切る。
- ②①を固めに茹でる。
- ③玉ねぎを薄切りにし、ごま油で炒める。
- ④そうめんを固めに茹でる。
- ⑤Aを混ぜ合わせておき、④を入れて混ぜる。
- ⑥熱したフライパンに1枚分ずつ②、③と豚ひき肉
を敷く。上から⑤をのせて平たく伸ばし、押さえ
ながら両面を焼く。
- ⑦食べやすい大きさに切って器に盛り、お好みで
ポン酢やラー油をつける。



今月のレシピは 農協女性部です。
園健康づくり推進課 ☎0869-26-5961



秘書広報課
☎0869-24-7095

投稿をお待ちしています

- ① 1歳のお子さんの写真
氏名、住所、生年月日、家族（氏名、続柄：2人まで）からのひとことを記入
- ② 短歌・俳句・川柳・詩
- ③ 催し物の告知や募集
- ④ イラスト・絵手紙
- ⑤ 瀬戸内市の風景などの写真
写真の題名、撮影場所・日時、コメント、市ホームページへの掲載可否などを記入
- ★応募方法
住所・氏名・電話番号を明記し、はがき・FAX・電子メールなどで秘書広報課へ送付してください。匿名・ペンネームを希望する場合は、その旨もお書きください。
- 問 秘書広報課
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300-1
☎0869-24-7095
FAX 0869-22-3304
mail : hiroba@city.setouchi.lg.jp

「新しい生活様式」における熱中症予防！

- この夏は、新型コロナウイルス感染防止のために「新しい生活様式」を実践しながら、熱中症予防もしていきましょう。
- 気温や湿度が高い時は、周囲の人と距離を十分とった上で、適宜マスクをはずしましょう。
 - のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう。
 - 日ごろから体温測定や健康チェックをしましょう。

問 健康づくり推進課
☎0869-26-5961

邑久地区コミュニティ応援隊を募集しています！

邑久地区コミュニティ協議会では、コミュニティ応援隊を随時募集しています！

「役員になって地域に関わるのは難しいけれど、何か地域の役に立ちたい」「気の向いたときに参加できることがあるなら、邑久で活動してみたい」など、邑久地区一体となったまちづくりへの思いを持つ人や、各テーマに関心のある人なら誰でも参加できます。邑久地区外の人でも大歓迎ですので、皆さんのご応募をお待ちしています。

▷応募方法

邑久コミュニティセンター（邑久町尾張 465-1）に備えている「邑久コミュニティ応援隊登録用紙」に記入のうえ、ご提出ください。

▷テーマ

防災・安全安心、行事、広報、子ども など

問 邑久地区コミュニティ協議会 藤原さん
☎090-9465-9217

カヌー体験教室を開催します

瀬戸内市体育協会では、次のとおりカヌー体験教室を開催します（雨天中止）。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止となる場合があります。詳しくは、瀬戸内市体育協会へお問い合わせください。

- ▷開催日時 7月11日（土）、19日（日）、25日（土）
午前9時～正午（午前9時までにヨットハーバー駐車場に集合してください）
- ▷開催場所 牛窓ヨットハーバー（牛窓町牛窓 5414-7）
- ▷対象者 原則3日間とも参加できる市内小学生（保護者同伴）
- ▷募集人数 5人（先着順）※定員になり次第締め切ります。
- ▷参加費 3日間で900円（1日300円）
- ▷準備物 濡れてもいい服、帽子、靴、タオル、着替え
- ▷申込期間 7月1日（水）～5日（日）
- 問 瀬戸内市体育協会 ☎0869-22-2211

文芸コーナー（敬称略）

山菜英やはらはら雨を降らす雲の場 松葉（牛窓町長浜）

閉院の跡地は淋し八重桜 原野信一郎（牛窓町牛窓）

花冷えや少し厚めのカーディガン 野口 慶子（牛窓町牛窓）

柿若葉人の住む家住まぬ家 後藤 靖子（牛窓町牛窓）

展望台下の石碑や躑躅燃ゆ 原野 孝子（牛窓町牛窓）

紫木蓮くずれて夜のはじまりぬ 福本 曙生（牛窓町牛窓）

ツバメ飛べ！天皇陛下下田植える 大倉 衛（長船町飯井）

コロナ禍一時忘れのホタルたち 服部 文枝（邑久町大窪）

国会の質問答辨みなマスク 老人われにはなほ聴き難し 上山 幸子（邑久町豊安）

春も古い季節は待たず夕蔭に一輪白し雨を含みて 桂舟道人（邑久町山田庄）

清麗な空気醸して凛々と 気高き白きアマリス咲く 舟積由紀子（牛窓町鹿忍）

2020年7月の予定

	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	祭
1	水									休日
2	木	⑧窓口業務の時間延長 17:15～19:00 瀬戸内市役所								
3	金									
4	土	⑥瀬戸内市体協ゴルフコンペ 8:00～ 長船カントリークラブ								
5	日	⑥瀬戸内市前期卓球大会 9:00～ 長船スポーツ公園								
6	月									休日
7	火									
8	水	⑦1歳6カ月児健診【対象：平成30年12月生】 13:15～13:45 ゆめトピア長船								
9	木	⑦2歳児健診【対象：平成30年3月生】 13:15～13:45 ゆめトピア長船								
10	金	④離乳食講習会【対象：7～12カ月児】 9:45～10:00 ゆめトピア長船 ⑥精神保健福祉相談 13:30～15:00 ゆめトピア長船								
11	土									
12	日	⑥瀬戸内市夏季ソフトバレーボール大会 9:00～ 牛窓中学校 ⑥歩こう会 三石深谷公園コース 8:29 邑久駅発								
13	月									休日
14	火	⑤こころの健康相談 9:00～11:00 ゆめトピア長船								
15	水	⑦乳児健診（4カ月児）【対象：令和2年2月生】 13:15～13:45 ゆめトピア長船								
16	木	①②行政・なやみごと相談 10:00～12:00 瀬戸内市役所								
17	金	①②行政・なやみごと相談 10:00～12:00 ゆめトピア長船								
18	土									
19	日	⑥瀬戸内市スポーツ吹矢大会 9:00～ 邑久B&G海洋センター								
20	月									休日
21	火									
22	水	①②行政・なやみごと相談 10:00～12:00 牛窓支所 ⑦3歳児健診【対象：平成29年1月生】 13:15～13:45 ゆめトピア長船								
23	木									
24	金									
25	土									
26	日									
27	月									休日
28	火	③育児相談 9:30～11:00 ゆめトピア長船								
29	水									
30	木									
31	金	④離乳食講習会【対象：4～6カ月児】 9:45～10:00 ゆめトピア長船								

⑦「岡山刀剣史 一三大河川からみる刀工の系譜」（7月11日～9月3日）
「ポーランドでの備前刀展 一人々を魅了する日本刀」（7月11日～9月3日）

美「瀬戸内市ゆかりの美にふれる 一瀬戸内市立美術館収蔵品展」（7月3日～7月26日）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今後の状況により展覧会の開催期間を変更する場合があります。



人の動き 《令和2年6月1日現在、かつこ内は前月比》

人口	37,135人	(-24)	男	17,906人	(-4)
世帯	15,761世帯	(-1)	女	19,229人	(-20)

問い合わせ・予約先など

- ①行政相談（主に行政全般に関する相談）
【相談員：行政相談委員（予約不要・無料）】
問 総務課 ☎0869-22-1112
- ②なやみごと相談（主に人権や身近な悩みごとに関する相談）
【相談員：人権擁護委員（予約不要・無料）】
問 市民課人権啓発室 ☎0869-22-3922
- ③育児相談（乳幼児に関する相談）
問 健康づくり推進課 ☎0869-26-5962
- ④離乳食講習会
【対象：生後4カ月以上の乳児の保護者（要予約・無料）、定員：4～6カ月児、7・8カ月児、9～12カ月児、各3人】
問 健康づくり推進課 ☎0869-26-5961
- ⑤こころの健康相談
【相談員：臨床心理士（要予約）】
問 健康づくり推進課 ☎0869-26-5961
- ⑥精神保健福祉相談（精神保健福祉に関する相談）
【相談員：精神科専門医（要予約）】
問 岡山県備前保健所 ☎086-272-3934
- ⑦子どもの健診
問 健康づくり推進課 ☎0869-26-5962
- ⑧窓口業務の時間延長（市民課、税務課の業務の一部）
※取り扱いができない業務もあります。詳細はお問い合わせください。
問・市民課 ☎0869-22-1115
・税務課 ☎0869-22-1114
※①～⑧の日時は、左のカレンダーをご覧ください。

- 消費生活相談（架空請求・訪問販売などに関する相談）
（予約不要・市役所開庁日に相談受付）
問 消費生活センター ☎0869-24-8011
- 発達障害専門相談
【相談員：臨床心理士（要予約・相談日はお問い合わせください）】
問 健康づくり推進課 ☎0869-26-5962

- ⑦備前長船刀剣博物館の行事
問 備前長船刀剣博物館 ☎0869-66-7767
- 美瀬戸内市立美術館の行事
問 瀬戸内市立美術館 ☎0869-34-3130
- ⑤瀬戸内市体育協会の行事
問 瀬戸内市体育協会 ☎0869-22-2211
HP <http://setouchi-taikyo.or.jp/>

注意

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、イベント・相談等が中止または延期となったり、博物館・美術館が閉館となったりする可能性があります。
詳しくは、各問い合わせ先にお問い合わせください。

7月31日（金）が納付期限の市税・保険料

固定資産税【2期】 国民健康保険税【1期】
介護保険料【1期】
※納付には口座振替が便利です。ぜひご利用ください。